

関心事（2011年6月）

1. 食品添加物の新規指定

6月28日、3品目の香料が新規に指定され、416品目になりました。

- ・2,3-ジエチル-5-メチルピラジン（香料）
- ・2-（3-フェニルプロピル）ピリジン（香料）
- ・5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン（香料）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110629I0090.pdf>

WTO 通報を終え指定待ちの食品添加物は 4 品目（いずれも香料）、WTO 通報中の食品添加物は 2 品目（いずれも香料）です。

2. 「食薬区分」で非医薬品とされた原材料の食品衛生法上の取扱いの変更

「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」の食品異性法上のとり扱いの改正について」（平成 19 年 8 月 17 日付け食安基発第 0817001 号、「19 年課長通知」）が、6 月 23 日に改正されました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T110624I0010.pdf>

既存添加物名簿の消除と「食薬区分」（いわゆる「46 通知」）の変更に伴う改正です。

尚、今般の既存添加物名簿の消除は、私の指摘（2009 年 10 月「食と消費者の権利」、アブアワーズ）やここ数年間の厚生労働省の対応からみれば、極めて不十分なものです。また、「課長通知」は、かなりの数の非医薬品を、平成 7 年の食品衛生法改正に伴って設けられた「一般飲食物添加物」（省略名で記載しました。）に区分したことは重大な問題ですが、複雑ですので、別の機会にご説明させていただきます。

3. JAS 規格の改定のための WTO 通報

6 月 22 日、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づくみそ品質表示基準の改正がなされることとなり、TBT 協定に従って、通告されました。意見の提出期限は、60 日で、その後所要の手続きがなされ、公示されます。

<http://www.jetro.go.jp/biznews/attachment/4dfab9243a1b0.pdf>

4. 食品の放射能問題

福島第一原発事故から 110 日過ぎました。原子力災害対策特別措置法による出荷制限が市町村単位とすることが可能となったことから、測定対象地域も分割されより複雑になりました。

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。

2) 出荷制限（6 月 30 日 現在）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(6月30日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
原乳		3/21～:(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{※4}) 5/13～:(2市2町1村 ^{※5})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、榎倉町、玉川村、広野町、楢葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

		茨城県
		出荷制限
その他	茶	6/2～:全域
		栃木県
		出荷制限
その他	茶	6/2～:鹿沼市、大田原市
		千葉県
		出荷制限
その他	茶	6/2～:野田市、成田市、八街市、高里市、山武市、大網白里町
		神奈川県
		出荷制限
その他	茶	6/2～:南足柄市、小田原市、愛川町、喜鶴町、湯河原町、溝川村 6/23～:相模原市、松田町、山北町 6/27～:中井町
		群馬県
		出荷制限
その他	茶	6/30～:渋川市、桐生市

3) 検査

6月2日、「茶の放射性物質検査の実施について（依頼）」食品安全部監視安全課事務連絡加工所、茶商において、荒茶についても生産地を確認しつつ計画的に検査すること。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ei0v-att/2r9852000001ei2j.pdf>

6月27日、「農畜水産物等の放射性物質検査について」食品安全部通知(食安発 0627 第1号)で、「地方自治体の検査計画について」が示されました。

○対象自治体

①総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県（14都県）

②放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

○対象品目

①暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類等（露地物を優先して選択）

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ：乳

ウ：水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

②国民の摂取量を勘案した主要品目（平成20年国民栄養調査の摂取量上位品目）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

③当該自治体におい出荷制限を解除された品目

④その他国が別途指示する品目

⑤上記のほかの対象品目

ア：生産状況を勘案した主要農産物

イ：市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001h47a-att/2r9852000001hg6w.pdf>

6月30日、「今後の水道水の放射性物質のモニタリング方針について」（水道課長通知）が改定されました（平成23年6月30日、健水発 0630 第4号）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001hkc0-att/2r9852000001hkt4.pdf>

4) 海外における日本製品の規制

各国の輸入検査については、農林水産省のホームページに紹介されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

5) WHO が発信する情報（日本における地震と津波）

WHO西太平洋地域事務局は、Situation Reportと日本語訳（仮訳）を出し、詳しく日本の状況を報告しています。「WHO SITREP No.34」は、6月8日時点の報告です。

http://www.who.or.jp/index_files/WHOSITREP_No34_9Jun_JP_draft2_j.pdf

6) 放射性物質による食品の汚染

厚生労働省が、適宜集約し公表しています。6月22日現在、6,000件の検査結果を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ceor-att/2r9852000001cest.pdf>

5. 腸管出血性大腸菌による集団食中毒

O111：富山県等の国内、ユッケ（省略）

O104：ドイツを中心として欧州、モヤシとスプラウト等の新芽野菜に疑念

O157：6月19日、三重県伊賀市の保育園児の女児（3）が死亡（原因は不明）

6月24日、大阪府堺市の男性（84）が「生レバー」で死亡。

7月1日、山形県天童市の男性（80代）が「かしわもち」で死亡、

6. 健康食品の表示

2009年11月より、消費者庁において、「健康食品の表示に関する検討会」が開催され、いわゆる健康食品の表示の適正化とトクホの表示のあり方が検討され、論点整理もなされたが、さらに消費者委員会で制度的な課題について検討されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin616.pdf>

7. 栄養成分の表示

2010年12月20日より、消費者庁において、「栄養成分表示検討会」が開催され、表示の優先度が高い栄養成分、表示の実効性の確保の検討がなされ、7月20日の第8回検討会で報告書の取りまとめが行われます。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin638.pdf>

8. 日本・ペルー経済連協定の署名

5月31日、「日本国とペルー共和国との経済連携協定」の署名に関する閣議決定がなされました。同協定は年内の発効を目指すとされました。これにより、主な輸出入の関税が10年以内に撤廃されます。尚、日本から輸出される工業製品の大部分は自動車です。

9. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年6月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・ トップトレーディング株式会社がスペインから輸入した「非加熱食肉製品」の自主検査で、リステリア菌が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社ノルレイク・インターナショナルがイタリアから輸入した「非加熱食肉製品」のモニタリング検査で、リステリア菌が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。（2件あり）
- ・ 有限会社上野開発センターが台湾から輸入した「タピオカデンプン（糖化用を除く）」の自主検査で、二酸化硫黄 0.031g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ キパワー株式会社が韓国から輸入した「食塩（サルスパイン）」の自主検査で、二酸化硫黄 0.202g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社東栄商行が中国から輸入した「乾燥アガリクス茸」の自主検査で、二酸化硫黄 0.082g/kg 検出による使用基準不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 双日食料株式会社が中国から輸入した「冷凍はぜ」のモニタリング検査で、クロラムフェニコール 0.0014ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ 株式会社中原が国から輸入した「食品添加物：L-ロイシン」の自主検査で、成分規格不適合（強熱残分 0.23% 不適合）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

* 第8版添加物公定書 強熱残分 0.10%以下

10. 国内における輸入食品等の食品衛生法違反事例

- ・ スターバックスコーヒージャパン株式会社が、米国から輸入した「シナモンパウダー」に、指定外添加物のエチレンオキサイドが使用されました。

* エチレンオキサイド・ガス（EOG）は、毒性があります。さらに、食塩の存在下で毒性の強いエチレンクロロヒドリンが生成することが知られています。スパイス類の EOG による殺菌が大問題になったことがあります。

（作成：2011年7月2日）